

第 102 回 調達価格等算定委員会

日時 令和 7 年 1 月 30 日 (木) 16 : 30 ~ 18 : 55

場所 オンライン開催

1. 開会

○日暮課長

定刻になりましたので、ただいまから第 102 回調達価格等算定委員会を開催いたします。皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらず、ご出席、誠にありがとうございます。オンライン開催に当たって、事務的留意点を 2 点申し上げます。

1 点目、本委員会中、委員の皆様におかれましては、ビデオをオフの状態にさせていただきますようお願いいたします。ご発言のとき以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

2 点目、通信トラブルの際には、事前にお伝えしております事務局メールアドレス、電話番号にご連絡ください。改善が見られない場合は、電話にて音声をつなぐ形で進めさせていただきます。

本日の委員会をもちまして、今年度の委員会の取りまとめとなりますので、まず議事の冒頭に、事務局より一言ご挨拶申し上げます。伊藤省エネルギー・新エネルギー部長よりご挨拶となります。お願いいたします。

○伊藤省エネルギー・新エネルギー部長

改めまして、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長の伊藤でございます。

前部長でお世話になりました井上が官邸に入りまして、急遽交代ということで、引き続きよろしく願いいたします。

委員の先生方におかれましては、昨年来 9 回にわたり、大変密度の濃いご議論、本当に心より感謝を申し上げたいと思います。

また、本日もご出席、オンラインも含めてご出席の皆様、大変ありがとうございます。

さて、昨年は、第 7 次エネルギー基本計画の策定ということで大変重要な年だったわけでございますけれども、エネルギー安全保障と脱炭素、そして経済成長、この三つを同時に達成していくということ。また、脱炭素電源の確保が産業立地を左右し得るという状況の中で、やはり再エネの導入拡大、主力電源化は待ったなしの課題になっているということでございます。

本年は、その実行の年、具体的なアクションを加速させていく年にしたいと考えておりますので、引き続きご指導いただければと思います。

また、第 7 次エネ基とともに示した 2040 年断面のエネルギーミックスにおきまして、電源構成の 4 割 ~ 5 割程度の再エネ比率を見込むということで、大変高い比率なわけござ

いますけれども、こうした高みを目指していくために、国民負担の抑制と、そして地域との共生を図りながら、F I P制度への移行やP P Aの促進、系統負荷が小さい需給近接型電源の導入強化に加えまして、次世代型太陽電池や浮体式洋上風力の技術開発、早期実用化、また、洋上風力の案件形成の促進など、あらゆる政策を総動員しまして、関係省庁とも連携しつつ再エネの最大限導入を引き続き進めてまいるということが、今求められている課題ではないかと思っております。

今年度の委員会では、こうした政策方針を踏まえつつ、引き続き、各電源のコスト低減をしっかりと進めることに加えまして、需給近接型の太陽光発電に関する投資回収の早期化や、大規模な洋上風力発電を確実に完遂させるための物価変動に対応したF I T / F I P価格の調整等、昨今の再エネを取り巻く状況を踏まえた大変重要な事項についてご議論いただきました。誠にありがとうございました。

本日、皆様にご議論いただく取りまとめに際しまして、委員の皆様から頂戴した多角的・大局的なご指摘について、再エネ政策にもしっかりと反映していくよう、引き続き努めてまいりたいと思います。

委員の先生方の皆様のご尽力に改めてお礼を申し上げ、私からのご挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしく願いいたします。

○日暮課長

それでは、秋元委員長に以後の議事進行をお願いいたします。

○秋元委員長

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

まず、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○日暮課長

事務局です。インターネット中継でご覧の皆様は、経産省ホームページにアップロードしておりますファイルをご覧ください。配付資料一覧のとおり、議事次第、委員名簿、資料1、再生可能エネルギーの自立化について、資料2、初期投資支援スキームについて、資料3、令和7年度以降の調達価格等に関する意見（案）、参考資料1、一般財団法人太陽光発電協会提出資料をご用意しております。

○秋元委員長

ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。本日は、前半と後半に分けて、前半では資料1の再生可能エネルギーの自立化と資料2の初期投資支援スキームについて、そして、後半では、今年度の委員会の意見案について、それぞれご議論いただく形で進めたいと思います。

なお、後半の委員会の意見案については、委員の皆様のご理解が得られましたら、今年度の委員会としての意見の取りまとめを行いたいと考えております。

2. 再生可能エネルギーの自立化・初期投資支援スキームについて

○秋元委員長

それでは、まず、前半でございますけれども、再生可能エネルギーの自立化と初期投資支援スキームについて、事務局から資料1及び資料2に基づき、ご説明をお願いいたします。

○日暮課長

事務局です。まず、資料1、再生可能エネルギーの自立化についてご説明をいたします。

おめくりいただきまして、1ページ目です。自立化についての総論と価格目標、この2点をご説明したいと思います。

3ページ目です。前回の、これまでの議論の振り返りでありますけれども、FIT/FIP制度、再エネのコスト競争力が他電源と比べて十分でないという段階において、国民負担により価格支援を行うことで導入拡大、そのスケールメリット・習熟効果等を通じてコストダウンを実現していくという制度であります。

したがって、将来的にFIT/FIP制度がない状態でも新規の電源投資が進展する状況までコストダウンを実現していくと、それが再生可能エネルギーの自立化を実現していくと、これが制度の前提であるというふうに考えてございます。

現在パブリックコメント中の第7次のエネルギー基本計画の原案においても、再エネのコストを競争力ある水準に低減させ、自立的に導入が進む状態を早期に実現していく旨の記載がなされているところであります。これまでの委員会においても、価格目標の設定、トップランナーに照準を合わせた価格の設定、入札制の活用など、様々な取組を講じてきているというところであります。

10月の本委員会において、再エネの自立化に向けた進捗状況、それを踏まえた支援の在り方についてご議論いただき、ご指摘もいただいておりますが、本日、改めてこの議論をさせていただきたいと考えております。資料の下半分には、前回いただいた意見の概要を記してございます。

4ページ目であります。この自立化ということの具体的な考え方を記載しております。FIT/FIP制度がない状態でも、新規の電源投資が進展する状態までのコストダウンということですが、例えば事業実施期間中に様々な収益・便益を得るということを考慮した際に、投資回収が可能な水準までコストを低減させるということと捉えることが重要ではないかということです。

この収益・便益という点ですが、3点記載してございます。様々な市場取引、相対などの売電、自家消費により得られるkWhとしての価値、環境価値、そして容量市場・需給調整市場により評価されるkW価値やΔkW価値などが挙げられるのではないかと。

米印を記載しておりますが、その他の価値なども当然ございますが、定量的な評価が困難である点や、政策間の役割分担などには留意が必要であるというふうに考えております。また、熱利用等に関する便益も存在しているという点も記載をしております。

なお、一番下に記載しておりますが、自立的な新規電源ということが実現されるという考え以外に、FIT/FIP制度の支援期間が終了した後に政策支援なく事業が終了することを目指すという考え方も取り得るということではありますが、これは国民負担による支援を受けて導入した電源である以上、その後、長期安定的に稼働するという事は、当然の要請ではないかと考えております。現時点で、こうしたコスト水準に達していない電源というのは、まず、この運転終了後に稼働していくという水準を目指していくということにはなりません。中長期的には、将来的にFIT/FIP制度がない状態でも新規の電源投資が行われるということを目指していくべきではないかということでもあります。

5 ページ目です。自立化に向けた進捗状況とそれを踏まえた支援の在り方を整理しております。再エネの電源ごとに、電源の特性や導入状況に応じてコストダウンのスピードに差異が生じているという点もございます。

まず一つ目、コストダウンが比較的進展している、見込まれる電源、例えば太陽光や風力発電など記載しておりますけれども、実際にFIT/FIP制度によらずに事業を実施している例も生じておりますので、こうした電源は早期の自立化を促していくことが重要ではないか。引き続き、具体的な年限を設定した価格目標を設定しながらのコストダウンを促していく。入札結果、案件組成状況を踏まえながら、具体的な自立化の道筋を検討、加速させていくこととしてはどうかという点であります。

具体的な道筋として、FIT/FIP制度の新規認定(入札)の対象外とするという道筋、また、卸電力市場価格を下回る低い価格での入札上限価格を設定し、その水準を徐々に低減させるなどの方法があり得るのではないかという点であります。

前者を採る場合に、FIT/FIP制度による規律の対象外となる電源が増えるという点をどう考えるか。後者を採る場合に、十分低い価格での応札ということでもありますけれども、そうした事業者の入札行動、ニーズについて、分析をする必要があるのではないかという点であります。

2 点目、②として、緩やかなコストダウンが期待される電源として、小規模地熱や水力発電ということを例として記載しております。現在、緩やかなコストダウンが生じており、こうしたことが期待されている電源でありますけれども、太陽光発電などと比べて稼働期間が長いという特徴も有しております。こうした特徴を踏まえて、まずはFIT/FIP制度の支援期間終了後も安定的な長期の稼働が確保されるということが重要となると。ただ、その上で、長期的にはFIT/FIP制度がない状態でも新規電源が進展する、新規投資が進展する状況を目指していくこととしてはどうかという点であります。

3 点目が、自立化への課題が極めて大きいコスト構造にある電源として、例えば大規模バイオマス発電などありますが、発電コストの大半を燃料が占めるというコスト構造に加えて、燃料の国際市場の需給や円安等の影響を強く受けるという傾向があるところでもあります。前回の委員会においても、現在、入札区分となっている大規模なバイオマスを、26 年度以降、FIT/FIP制度の支援の対象外とすることについて議論が行われたところで

あります。

続きまして、価格目標についてであります。

7ページ目です。これまで、この制度の中では、事業者の努力やイノベーションによるコスト削減を促す観点から、官民が協調して目指すべき水準として、電源ごとに中長期的な価格目標を設定してきております。この目標は、調達価格等の設定に当たっての法定の勘案事項とされてきているということでもあります。

本委員会においても、様々な自立化に向けた議論、そして、コスト検証ワーキンググループにおける議論、各事業者団体が掲げる目標などを踏まえて、その設定の在り方についてご議論いただきたいと考えております。

現行の価格目標としては、改めて確認しますと、太陽光については事業用で28年に発電コスト7円、特に費用効率的な案件は28年度に5円、住宅用太陽光は28年に売電価格が卸電力市場価格並みとの目標を設定しております。

風力については、陸上で2030年、着床式で2035年までに発電コスト8円～9円との目標を設定しております。

中小水力、地熱、バイオマスについては、中長期的な電源自立化を目指すという定性的な目標となっております。

8ページ目です。これまでの委員会において示された業界別の自立化方針であります。一定の価格の水準を示されている太陽光や、その他、一定率でのコスト削減などが示された例などがございます。

こうした中で、9ページ目ですが、価格目標についてであります。具体的な水準が示された目標と、中小水力、地熱、バイオマスのような電源自立化を目指すとされているという定性的な目標がございます。

数値目標が設定される電源についても、将来的な自立化の見通しや海外の状況等も踏まえた設定がされたものであります。しかしながら、インフレ等による収入・費用の変動や他電源との相対比較の状況によっては、この目標と自立化可能性が必ずしも連動するとはいえないという点もございます。

また、定性的に電源自立化を目指すという目標についても、その目標の趣旨の明確化ということが、より事業・制度の予見可能性を高めることにつながるというふうに考えられるところでもあります。

こうした点を踏まえて、全電源について、価格目標は、将来的に制度がない状態でも新規の電源投資が進展するように、再エネ発電事業により得られる収入・便益を勘案した際に、事業期間において投資回収が可能となる水準までコスト低減を目指すという具体的な考え方を規定することとしてはどうかと考えております。その具体的な水準については、電源ごとに、この収入・便益の水準を踏まえて、投資回収可能な水準として各年度の委員会において最新のデータを用いて定量的に算定・確認することとしてはどうかと考えてございます。

この具体的な価格水準の算定方法ですが、10ページ目です。まずkWhの価値としまし

ては、2016 年度から前年度までにおけるエリア別、時間帯別の発電電力量で加重平均した回避可能費用単価を基礎としてはどうかと考えております。

一方で、非変動電源である地熱・中小水力・バイオマスについては、2016 年度から前年度までにおけるシステムプライスの単純平均を基礎としてはどうかと考えております。

ただし、米印をつけておりますが、ウクライナ危機の影響を受けました 2021 年度、22 年度を除いた平均値の平均を採用することを基礎とし、今後の動向を踏まえて、このデータの取扱いについても議論をするということとしてはどうかと考えてございます。

また、米印の 2 点目としては、発電側課金に関して必要な調整を行いたいというふうに考えておまして、発電側、各電源の発電側課金の相当額から 0.4 円と、これは便宜的に、市場価格に転嫁されることが想定されるという水準を想定しておりますが、この 0.4 円を減じた額を減じるということとしてはどうかと考えております。

二つ目が、自家消費便益であります。住宅用太陽光、屋根設置事業用太陽光については自家消費が想定されるため、家庭用電気料金水準と産業料金水準を基礎としてはどうかと考えております。

環境価値については、再エネ価値取引市場における約定価格を基礎することとしてはどうかと考えております。

11 ページ目、12 ページ目、参考をつけておりますが、13 ページ目に参りまして、価格目標ということの続きになりますが、具体的な年限とともに、現在、価格目標を設定している電源については、その価格目標の実現に当たって、達成時期までに一定の低減率にてコスト低減を行っていくということを想定した場合において、各年度において達成することが期待される水準、期待価格水準についても、各年度の委員会で、価格目標と併せて具体的水準を示すこととしてはどうかと考えております。

それぞれの各年度において、この期待価格水準と照らし合わせながら、価格目標の進捗状況を確認することができればと考えております。

14 ページ目です。電源技術による進展等による低減率などを考慮していくこととなりますが、コスト検証ワーキンググループを基に、足元の 2023 年から将来 2040 年に向けたコスト低減率ということを計算してみますと、それぞれの電源ごとに点線囲みのような水準になっていくということであります。こうしたコスト低減率を踏まえながら、各年度において達成することが期待される期待価格水準について、算定、確認を行っていくことができればと考えてございます。

15 ページ目以降、参考となるデータをつけてございます。

続きまして、資料 2、初期投資支援スキームについてであります。まず、二つ論点を用意させていただいております。小売電気事業者が提供している夜間電力料金プランについての補足説明でありまして、前回、岩船委員から、この夜間電力料金プランについて、データの整理についてご指摘をいただいております。

3 ページ目です。太陽光発電設備が設置された建物において、蓄電池、ヒートポンプ給湯

器等による、発電した再エネ電気の消費時間帯のシフトについて検討する場合、電気料金単価の水準が、売電価格の水準より高いか否かということが論点となります。

旧一般送配電会社、旧一電 10 社プラス新電力小売電気事業者 100 社のうち、1 月時点で確認できた電力料金プランによると、夜間電力料金プランを提供している事業者数は 122 件（27 社）ございました。その平均値は 23.4 円/kWh、中央値は 24.2 円/kWh ございました。

一方、夜間電力料金プランのうち、加入できる者を限定している電力料金プランということも一定数見られてございます。

初期投資支援スキームにおいては、12 月の審議においても、投資回収期間と自家消費及びその他の論点との間にはトレードオフの関係があると。一方で、家庭用電気料金水準を参考に、自家消費へのディスインセンティブを最大限抑える価格設定を行うという方針をお示しさせていただいております。

4 ページ目が、12 月にご審議をいただきました論点ごと、特に論点 1 と論点 2 から論点 4 の間にトレードオフ関係があるという点であります。

5 ページ目、お願いいたします。こうした議論の中で、自家消費の促進や国民負担の抑制を前提に、前提条件を置きながら投資回収の早期の効果を最大化するという値を計算しますと、下のような結果となっております。

まず、電気料金の水準としての前提条件であります。自家消費便益の想定値、産業用電気料金水準が 19.56 円、家庭用電気料金水準が 27.31 円とし、初期投資支援期間の価格がこれを超えないようにするという点であります。

もう一つの前提条件として、加重平均後の卸電力取引市場価格の水準を 8.3 円と設定し、国民負担については、割引現在価値ベースで、この制度間の変更において、制度の変更後のものが大きくならないようにするという前提を置いております。

その結果、算定の結果でありますけれども、事業用太陽光については、初期投資支援期間が 5 年、初期投資支援価格が 19 円程度。事業用太陽光については、初期投資支援期間が 4 年、支援価格が 24 円程度という結果を得ているというところでございます。

2030 年度の新築住宅、60%という住宅用太陽光の設置という目標に向けて取組を強化する必要がある中で、現時点では、新築建物への設置を支援の対象外とはせず、今後の新築建物への太陽光発電の導入率、それがどのような影響を与えるかということについてモニタリングをしていくということが確認をしているという点であります。

続きまして、2 点目です。初期投資支援スキームが PPA ビジネスに与える影響とそれを踏まえた取扱いという点であります。

この点について、参考資料の 1 という形で、一般社団法人太陽光発電協会から、PPA ビジネスに与える影響及びこれを踏まえた対応についてのご意見を意見書としていただいております。この意見書の趣旨及びこの意見を踏まえた対応の方針ということで、今回改めてこの審議会にお諮りをしたいと考えております。

元に戻って、資料2に戻っていただきまして、7ページ目です。住宅用太陽光に対して、いわゆる単純な買取期間の短縮ではなくて、初期の買取価格を高くし、買取期間の後ろのほうについては買取価格が低くなると、いわゆる「階段型の価格設定」という議論でありますけれども、これまで、この委員会の議論の中では、投資回収期間の早期化効果を最大化するために、住宅用太陽光に適用するスキームとしては、支援期間の短縮が適切であるという方向で検討を進めてきたところであります。

今回の意見書の中にも記述がございますけれども、住宅用太陽光発電の設置に関するビジネスモデルの実態を精査したところ、一部では、PPAにより住宅の屋根に太陽光発電を設置する形、いわゆる屋根貸しモデルにより事業実施を行っている例が確認されております。事務局でもヒアリングを実施したところ、FIT制度により、一定期間において確実な売電収入が見込まれることを前提にファイナンスを組成しており、現在のビジネスモデルを前提とすれば、支援期間を短縮した場合にファイナンスの組成が困難となるおそれがあるという意見でございました。

住宅用太陽光について、2019年の卒FIT案件の登場以降、FIT期間終了後の小売電気事業者の買取メニューが相当程度多様に用意されており、これらの買取メニューを活用することで、期間終了後も売電時に十分な売電収入を得ることが可能となっております。

特に、小売電気事業者による買取価格が高い場合には、「階段型の価格設定」を採用して、FIT期間の後期に低い価格でのFIT支援を受けるよりも、小売電気事業者の買取メニューによる売電を行ったほうが、より大きな収益を確保できる可能性があります。

また、再エネの自立化という観点からは、FIT/FIP制度を前提としないファイナンスのモデル、事業のモデルを早期に確立することが大事であります。FIT制度がなければ成立し得ないモデルを前提として制度設計を行うということには慎重であるべきと考えられる。

他方で、現に、この現行のFIT制度を踏まえて事業を実施している、これが既に一定程度拡大しているという中で、その予見性を確保し、住宅用太陽光発電の導入が滞らないようにするという必要となります。

以上の点を踏まえて、住宅用太陽光に適用するスキームとしては、支援期間の短縮が適切であるという原則は維持しつつも、一定期間の猶予期間を設け、その猶予期間の間は「階段型の価格設定」によるスキームを適用することとしてはどうかと考えております。

具体的に、初期投資支援期間、支援価格についての考え方ということは変更せず、後期の価格の水準を、加重平均後の卸電力取引市場の水準とすることとしてはどうかと考えております。

その上で、猶予期間の終了以降、住宅用太陽光に対して、FIT/FIPに対する支援を継続し、かつ、初期投資支援スキームを適用するという場合には、「階段型の価格設定」ではなく「支援期間の短縮」の適用ということを引き続き基本とすることとしてはどうかという点であります。

8 ページ目です。猶予期間に関する点であります。これまで委員会において、住宅用太陽光については、事業の予見可能性を確保する観点から、向こう 2 年間の価格を設定するという事としてきております。この点も踏まえて、初期投資支援スキームについて、支援期間の短縮が適切であるという原則を踏まえつつ、「階段型の価格設定」について、この従前の考え方も踏まえて、事業者の予見可能性が担保されるよう、十分な猶予期間を設定するという観点から、2026 年度まで適用することとし、その上で、27 年度以降の取扱いについて、来年度以降の本委員会で議論をすることとしてはどうかと考えております。

この 27 年度以降というタイミングですが、地熱・中小水力以外の全電源について、F I P 制度のみ認められる対象を 50 k W 以上とすることとされておりまして、電力市場への統合が強くと期待をされていくというタイミングでもあります。

また、注釈の二つ目ではありますが、この住宅用太陽光についてのスキームについて、支援期間の短縮を採用する方向でこれまで議論を進めてきましたが、「階段型の価格設定」を採用するという案を採用したときに、その影響については、パブリックコメントの意見等を通じて精査いたしまして、見直しの必要があるのであれば、改めて本委員会の意見を聞くという取扱いとしてはどうかと考えております。

したがって、9 ページ目、初期投資支援スキームの具体案としては、住宅用太陽光及び事業用太陽光の屋根設置については、それぞれまずは階段型という形から制度をスタートするという事をお示ししているということでございます。

事務局からの説明は以上となります。

○秋元委員長

ご説明をいただきまして、ありがとうございます。それでは、事務局からの説明を踏まえて、ご議論いただきたく思います。ご意見、ご質問でございますが、いつもどおりでございますが、五十音順でご指名させていただければと思います。申し訳ございません。

それでは、いつも申し訳ございませんが、安藤委員からお願いできますか。

○安藤委員

安藤です。よろしく申し上げます。

まず、自立化に向けてのほうの最初の資料ですが、4 ページのところ、k W h 価値、環境価値などを合わせて、投資回収が可能な水準までコストを低下させると書いてありますが、投資回収が可能というぎりぎりのラインではなく、利益が得られるという水準までコストを低下させるということが、自立的に新規投資が行われるようになるためには必要かと思っております。よって、そのための取組は、これから続けられていく必要があります。

9 ページ目、10 ページ目辺りで、これまで価格の目標を、どうゴールを設定するか、どこに近づけていくかといった話をしていましたが、インフレなどを考えると、価格目標というものを一定の金額にするとなかなか難しいだろうということで、考え方、計算式を設定していくといった、この方向性、理解できるものですし、同意します。

ただ、この考え方や計算式というの、環境が変わったら全く調整しないわけではなく、

単に当てはめるだけではなく、議論は続けていく必要があると思います。

そして、13 ページのところ、価格目標が達成できたかというところについて、具体的水準を示すとしていますが、今、追加利上げのような話も聞こえてきたりもする中で、これからインフレなどもあり得るということを考えると、具体的な数字として仮に下がっていなかったとしても、物価で調整した金額でしっかりと下がっていくことを確認していく、こんなことが重要かと思っています。

続いて、初期投資支援スキームの後半のお話ですけれども、投資インセンティブを考えて支援を太く短くするといった話をこれまで議論してきましたが、それではある種逆効果と言いますが、予期した効果と逆になり得る可能性があるという話が今回出てきたわけで、適切に対応すべきという観点からは理解できます。

私からは以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。

それでは、続きまして岩船委員、お願いできますか。

○岩船委員

ありがとうございます。まず、再エネの自立化に関しましては、この自立ということ自体が卒業を含めて議論されるというレベルに来たことは歓迎したいと思いました。

価格目標を設置していくことは非常にいいと思ったんですけれども、特にやっぱり難しい、中長期的な自立化を目指す地熱・中小水力に関しても、具体的な目標を出していただき、それを、目標をコミットして進めていくというようなやり方が必要だろうと思いました。

今回の算定方法、これはP P A等かもしれませんけれども、やっぱりそういう具体的な目標をとにかく示していただき、それに向かっていくという姿勢を見せていただきたいなと思いました。

後半のほうなんですけれども、私は何度か申し上げているように、やはり今回、初期投資支援のスキームのほうで、特に家庭で戸建て、新築において、自家消費問題とのバッティングという意味では手放しに賛成しているわけではないんですけれども、ただ住宅用、建物のP Vを増やすというのがまず第一というスタンスのようですので、そのためであれば、もちろん4年後に、もしエコキュートみたいなものが、最初は売電最大で運用されていても、自家消費最大へときちんと切り替わるだろうということを、アナウンスしていくみたいなことも期待して、一旦は、まずは納得してはおります。

ただ、夜間電力料金を今回調べていただいたデータがあったと思うんですけれども、これは旧一、新電力全てを、全てじゃないですけども、主立ったところをプロットしていただいているんですけども、私もちょっと調べたんですけど、旧一電の中で、関電と中電と九電が15 円ぐらい、夜間電力がというように、基本的に、まだまだオール電化が多いのは旧一電だと思いますので、となると、ここはちょっとつらいなという印象を持っています。

特に九州電力では、もうかなり再エネの抑制も多くなっているんで、少しでも自家消費し

てくれるエコキュートを増やしたいところなので、ちょっとそことバッティングするのはかなりつらいとは思っております。ということもあって、この辺り、やっぱりモニタリングをしっかりとさせていただきたいと思います。ただ、モニタリングするといっても、そんなに簡単でもないとも思っています。

もう一つの取りまとめのほうにも、今後、新築建物への太陽光発電設備の導入、設置者の自家消費の動向に与える影響についてモニタリングすると書かれているんですけども、例えば、これは別の会議ですけども、系統WGほうでも、結局、需要サイドでどこにエコキュートやバッテリーEVが実装されているかという情報がないというのが現状かと思いません。

ですので、新築にPVがついて、併せてエコキュートや蓄電池がどんなふうに導入されているか。それで、また、どんな契約形態を選択して、具体的にどのタイミングで貯湯なり充放電しているかという情報が今、恐らくつかめないのではないかと思います。本来、こういうところに関して、具体的にどのようにモニタリングしていくかということに関しても、できればどこかでお示しいただけるとありがたいと思います。こういった情報を整備していくことが重要というのは、再エネ抑制量を減らしていくという意味でも重要かと思しますので、ぜひご検討いただければと思います。

それから、あと最後、PPAの件です。これは全く盲点だったなというのが私も思いまして、びっくりしたんですけども、データによっては、新築におけるPV設置において、PPA設置が3割を占めるというような数字も聞きましたので、ここはやはり無視できないと思います。そもそもPVを増やしたいというのが制度の趣旨なわけなので、この早期投資回収スキームに関して、ここでぎりぎり調整を入れていただいたのは、私は良かったのではないかと思います。

以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。

それでは、大石委員、お願いできますか。

○大石委員

大石です。それでは発言させていただきます。

まず、最初のほうです。再生可能エネルギーの自立化の件ですけども、4ページに書かれておりますように、やはり、最終的にはFIT/FIPがない状態でも新規の電源投資が進展する状況にまでコストダウンというのは、国民負担を低減する意味からも必要なことだと思っておりますし、この方針には賛成です。

ただ、もう一つの目標である、いかに再生可能エネルギーを増やしていくか、主力電源化していくかということに関しては、やはり、今既にあるものをどう継続していくか、そのためにもコストダウンというのは必要だと思うのですけれども、その点も配慮しつつ進めていく必要があるのではないかなと感じた次第です。

それから次の資料、資料2のほうになりますけれども、この初期投資スキームについて、事業者として考えたときには、初期に投資回収できるということで考えれば、最初にたくさんの支援があることは好ましいだろうと思うのですが、一方、消費する立場で、投資と考えずに再エネに参加する場合には、やはり長く支援があることのほうが安心感があるのは、ある一面、認められると思います。当初、初期投資スキームでたくさんの支援が得られることもそうですが、今回10年という期間を一応そのまま継続し、しかし、2年様子を見てから、支援策を考え直すということについては、良い方向と考えました。

以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。

それでは、松村委員、お願いできますか。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○秋元委員長

はい、聞こえています。

○松村委員

まず前半に関しては、恐らくその価格目標を、物価の変動その他があるのにもかかわらず固定的にしたくないというものと、しかし、一方で、恣意的にやりたくないということで、一定のフォーミュラを行って、客観的に設定していきたいということだと受け止めました。とても合理的な提案だと思います。

もし、一般にインフレが進めば、恐らく卸市場価格も上がることも予想される。卸市場価格が高くなれば、当然その名目値でいえば、コストがそれに対応するぐらい上がったとしても十分自立できる。そういうことまでちゃんと考える、環境価値も同様ですが、そういう問題にも適切に対応できる枠組みを示していただいたと思います。

一方で、市場の価格は短期的な需給に大きく影響を受ける。その目標価格がそれに合わせて大きく変わるのはとても変。冷夏・暖冬が続いたら低いコストでないと駄目、猛暑・厳寒が続けば高くてもよいということでは決してないと思うので、これをどう取るかということは、結構難しい問題になると思います。それについては今後いろんなことを考えながら、場合によっては微修正しながら合理的なものを目指していくと思います。いずれにせよ、良い提案をいただいたと思います。

後半に関してです。まず、岩船委員がご指摘になった点に関してです。私は前回の委員会での岩船委員の最初の発言は、少しは理解できたのだけど、2回目の発言は全く理解できていないので、同じことを考えているとは到底思えないのですが、私も今回のスキームの潜在的な問題は懸念しています。もちろんトレードオフなので、そのような懸念はあるけれど、別の利益を取るとの判断でこれになっていると思います。私が懸念しているのは、エコキュートだとかの使い方が歪まないかということ。例えば、既築だったとしても、エコキュート

が入っている家庭は相当あるわけで、そこで今までは深夜料金は低い料金体系で、それを受け入れてきて、実際に深夜に沸かして翌日使うのを当たり前のようにしていたのだけれど、今後は事業者も昼間に動かすのが合理的になるような料金プランを次々と導入してくると思いますし、そのように強気に働きかけるということもきっとあるはず。そういうことが起こってきたときに、しかし、屋根に太陽光を乗せなければそれを選んだかもしれない人が、太陽光を乗せて高い値段で買い取ってくれるということだとすると、経済合理性から料金体系を変えないで深夜に沸かし続けるほうが得という構造を作るのが本当にいいのかということ、私自身も潜在的には重大問題と思っています。

今言ったのは、唯一の例でも、最も重要な例でもなく、単に一つの例ということですが、いずれにせよ、買い取ってもらう価格が高くなることは、その時間帯に自家消費をするインセンティブが減るということは間違いないと思います。

それが弊害として起こってくる。本来なら、最初から昼間にお湯を沸かしてほしい。でも4年間高い価格でその後低くなるということだとすると、4年間はそうしなかったとしても、その後自分が選ぶ料金を変え、それで、さらに実際のお湯を沸かすパターンも5年目からは変えるということになり、事業者もそう働きかけるとすると、望ましくないものが続くのは最初の4年だけになります。

しかし、惰性でFIT買取期間の間はずっと変わらないということだとすると、その弊害が起こっている期間が2倍になるということだと思し、さらに、FIT買取が終わった後も漫然とそれを続ける、最初にやっちゃったものは変えないということだとすると、さらにひどい弊害になると思います。

そうすると、こうせよと強制することは難しいと思うのですが、実際にどうなったのかは、このような制度を入れる政府の責務として、ちゃんと追わなければいけないと思います。

実際、最初から入れてくれたということなら、もちろんすごくありがたいのですが、そうではなくて、下がったタイミングで合理的な利用に切り替わった、だから、ある種、社会的な損失は限定的だったとなるのか、FITの買取期間中、ずっとそれが続いちゃうのか、あるいはその後も続いちゃうのかということは、強制的に何かするというよりも、実際に何が起こったのかは追わなければいけない。サンプル調査でもいいと思いますが、追わなければいけないと思います。

もし、4年たった後、切り替わらないということになったとすれば、このような政策を提案した人たち、もちろん私たちも含めてですが、海よりも深く反省しなければいけないと思います。

事業者としても、そのようなことが起きないように、一定期間後は合理的な自家消費に移行できるように様々な努力をしないと、国民の理解も得られなくなる。やっぱり太陽光ってひどいことばかり起こる、などという印象を与えないようにするために、業界も事業者も、もちろん太陽光発電の事業者だけではない、小売事業者も含めてということだと思いますが、一定の努力をしていただきたいし、そのような努力がされた、そういう健全な業界だっ

たことは、事後的に確認する必要があると思いました。

次に、F I Tの期間短縮ではなく、その後は低い買取価格でも続けるというのは、私はとも残念ですが、受け入れざるを得ないと思います。早く卒業すれば、色々な工夫というのは本来できるはずで、ある種、意欲のある事業者というか、事業者はここでいうP P Aの事業者だけじゃなくて金融のほうもということですけど、ある種、お上が固定価格を保証してくれないとやれないような、ある種情けない業界だと見られてもしょうがないのではないかと思います。しかし、そうはいつでも急には変えられないというのは全くそのとおりというか、あり得ることだと思います。

その上で、私は、4年後から自由に売れるほうが、ここで想定されているよりももっと高く売れるんじゃないかと思ってはいるのですが、しかし、業界団体からこういうことが出てくるといことは、こちらにすると、事業者にとってサブスタシナルな利益があるということ、元の提案に比べてサブスタシナルな利益があるということで、元の提案でニュートラルだと私たちは思っていたし、実際そうだと思うのですが、だとすると、こちらであれば、そのゲインがあるはずなので、もし今回の提案が、初期24円、それからその後のところ、明確には書いてありませんが、数字として出てきているのは8.3円というのが出てきているわけですが、そのまま8.3円とするのが本当にいいか。私は賛成しかねます。そのようなゲインが業界にあるということなら、価格を固定してくれるということのゲインがあるということであれば、その分は国民にも一部還元されてもよいと思います。

私は、買取価格8.3円ではなく、ごく僅か、別に根拠があるわけではないのですが、少なくとも一定額というのは減らさなければいけないと考えます。例えば8.2円にするとかというようなことをしなければいけないのではないか。あるいは、もしそうでなければ、初期の24円ではなく23.9円にするとかということが必要なのではないか。業界のほうも、このタイミングでこんなことを言うてくるというのは、よほどの大きな利益があるということで、その程度の買取価格が下がった、ごく僅か、0.1円下がるということがあったとしても、当然こうしてほしいという強い要望だと思います。

逆に言えば、何かごねれば土壇場でも何でも変えられるということではなく、本当にサブスタシナルなコストというか利益というのがあるような、そういう提案に限定される先例となるためにも、ここは24円、8.3円としてはいけないのではないか、ここから僅かでも下げるべきだと私は思います。

以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。

委員として、秋元のほうからも一言だけ申し上げたいと思います。資料1のほうは、適切に事務局は提案していただいたというふうに思っていて、この方針で結構だというふうに思います。

資料2のほうも、私は今回、取りわけP P Aのところで、私も全体としてはむしろ太陽光

に優位になるように制度設計をしてきたというふうに思いますが、取りわけファイナンスのところの不確実性がある予見性がつきにくいので、入りにくくなる可能性があるんじゃないかという中で、今回、変更ということで案が出てきたというふうに思います。

そこは、しっかり説明をして、むしろ利益がある可能性があるんだと、もちろん不確実性はあるわけですが、そこをしっかりと金融機関にも理解をいただいていくということは重要なというふうに思いますが、ただ、既にビジネスが進んでいる中で急に変わるといことは太陽光の導入の足かせになりかねないということもあるので、今回の提案については賛成したいというふうに思います。

ただ、猶予期間ということですので、原則論としては、期間を短縮していくということに関しては、ぜひこの委員会で合意を見ておきたいというふうに思った次第でございます。

私からは以上でございます。

一部委員からご意見等がございましたので、事務局から、それへの受け止めとかをお話いただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○日暮課長

ありがとうございます。事務局です。

コメント、ご意見、ありがとうございます。まず1点目の再エネの自立化についてであります。今回、FIT/FIP制度がなくても電源投資がなされるという水準を最終的な目標とし、安藤委員から、投資回収を超えて、さらに利益が出ると。それは、投資回収を超えたその先として当然のことだというふうに受け止めさせていただいております。その新規投資が、投資回収できるという水準から、この制度なくとも自立化をしていくという性質を踏まえながら、一定の計算方法、考え方を今回お示しさせていただきました。

松村委員からも、単純な厳冬とか、暑い年が続いたとか、そういうことだけで価格が変動するのは、などの課題もあるのではないかとご指摘もいただきましたが、今回こうした考え方を示させていただきながら、次年度以降、目標に向けてどういう進捗が進んでいくのかということを計算しながらということで、これはあくまで括弧の中で参考値というふうに記述しておりますけれども、目標に向けての進捗を確認していくために、参考として水準を利用していきたいと考えております。

この計算方法そのものも、安藤委員からご指摘もいただきましたが、必要に応じて皆さんにまたご審議いただきながら、確認をしながら、より良いものにしていくように、この自立化に向けた進捗と同時に、この手法そのものについても、よくよく確認をしながら進めていきたいと考えております。

2点目の初期投資支援スキームについてであります。岩船委員からご指摘いただきましたとおり、どのようにモニタリングをするのかという点について、事務局としても検討を深めて、この委員会の中でご報告をしていきたいと考えております。

また、松村委員から、実際にこのスキームを利用した方が、スキームが終わった高い価格

での買取りが終わった後、しっかりと電力メニューの変更などを含めて、適切な行動変容が起こっているのかどうかという点、フォローしていくべきではないかというご指摘をいただきました。事務局として受け止めて、1点目の岩船委員からのご指摘と併せてどうモニタリングをしていくのかという点について、よく検討を深めながらお示しをしていければと考えてございます。

また、松村委員から、今回、取りまとめの直前の段階で、これまでの審議の中の新しい論点として、期間の短縮ではなく階段型ということの変更に伴って、買取りの価格を追加的に引き下げるべきではないかというご指摘もいただきました。事務局としては、あくまで今回の措置は、急な変更に伴う様々な影響を踏まえた猶予期間を設けるという考え方を取っております。この委員会でお示し、これまでご審議いただいた、いわゆる期間の短縮の形態を原則としながら、あくまで移行期間として、この金融のファイナンスの円滑化などに配慮した移行期間というふうに整理をしたいというふうに考えております。

したがって、今回の変更に伴って、発電事業者の方に何か追加的な便益を図るというよりは、住宅用太陽光の導入拡大という初期投資支援スキームの趣旨も踏まえながら、先ほど示した各種論点のバランストレードオフを踏まえながら制度を導入していくに当たっての猶予期間ということで、価格の引下げというところまで実施をする必要はないのではないかというふうに事務局としては考えてございます。

事務局からは以上です。

○秋元委員長

ご説明ありがとうございました。今のご回答を踏まえて、委員から追加でご発言希望はございませんでしょうか。

○大石委員

すみません、大石ですけれども、よろしいでしょうか。

○秋元委員長

どうぞ、大石委員。

○大石委員

今の資料2の8ページのところに、二つポチがあって、下のほうですね、住宅用太陽光に対して適用する初期投資支援スキームについてということで、その影響をパブリックコメントの意見等を通じて精査し、見直しの必要があるのであれば、改めて本委員会の意見を聞くというふうに書いてあるんですけど、これは、今お話のあったモニタリングですとか、そういうことが行われた後に、このパブリックコメントの意見募集などをするということなんでしょうか。これから先の動きというか、どういう方向性でこれを検討していくのか、もう少し教えていただければありがたいです。お願いします。

○秋元委員長

岩船委員からご発言希望がありますけれども、一旦、今のところに関して、事務局からご回答いただけますか。

○日暮課長

事務局です。大石委員、ありがとうございます。今回8ページ目の下に記載した趣旨は、これまでの委員会において、期間の短縮という議論を積み重ね、今回この取りまとめというタイミングにおいて、階段型という案を示しご審議いただいているという中で、また、今回PPAの方からということで、今回こうした方針の再整理を行ったわけでありますけれども、今回の方針の変更に伴って、それがどういう影響をもたらすのかという点については、引き続きパブリックコメントの意見はしっかりお伺いする機会を、事務局としても適切に行いたいということを確認までに記載しているものであります。

真に見直さなければいけないという事情があれば、また改めて、この委員会にご意見を聞きたいということと考えております。

また、モニタリングとの関係については、この初期投資支援スキームを導入した後に発電導入される方、発電事業者の方がどのような行動変容をもたらすのかと、委員からご指摘いただいたエコキュートの関係、あるいは電力のプランの関係、選択する電力料金のプランの関係などについてフォロー、モニタリングをし、議論として懸念されるという懸念点ではないかというご指摘いただいたような影響が生じているのか、生じていないのかという点について丁寧にモニタリングをしていくというのが、モニタリングの点だと考えております

したがって、この米印の二つ目のものとモニタリングという点については、一旦、別のものとして整理をした上で、この米印は記載をしているということでございます。

○秋元委員長

大石委員、よろしいですか。

○大石委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

○秋元委員長

それでは、岩船委員、お願いします。

○岩船委員

7ページ、今の資料の7ページにある、今回階段型にした場合、7ページの三つ目のポツなんですけど、小売事業者による買取価格が高い場合には、そっちのほうが得になる可能性があるという記述があるんですけども、これって、途中でFITをもうやめますという選択も、この需要家というか、太陽光を導入した人ができる仕組みですよというところを、それとも、できない仕組みなんですか。もし、もっとお得なメニューがあったら、もうFITをやめますというのが途中でできるのか、できないのか、そこだけちょっと確認させてください。

以上です。

○秋元委員長

事務局、お願いいたします。

○日暮課長

事務局です。階段の方式を採用した場合に、F I Tの買取期間が継続している間は、事業者からF I Tを離脱するという事は、今の現在の制度においてもできない仕組みになっておまして、この初期支援スキームを導入した後においても、その取扱いについての変更はないというふうに考えてございます。

○秋元委員長

岩船委員、よろしいですか。

○岩船委員

なるほど、それは結構大きい情報だなと思いました。選択できれば良かったのかもしれないですけど、いずれ、だから、この階段が終われば、そういう懸念はなくなるということですよ。はい、理解しました。ありがとうございます。

○秋元委員長

ありがとうございます。

松村委員はよろしいですか、価格を下げるべきだというご意見だったと思うんですけども。松村委員、それではお願いします。

○松村委員

ほかに誰一人賛成者がいないことは十分認識しましたので、もうこれ以上、主張するつもりはありません。ありがとうございました。

○秋元委員長

よろしいですか。

それでは、ご理解いただいたというふうに思いますが、ほか、ご発言をご希望の方はいらっしゃいますか。大丈夫ですか。

ちょっと価格のところは、松村委員がおっしゃることも理解はできるものの、経過的な措置だということで、私も今回はしばらくの経過措置ということでいいかなというふうには思いましたし、ほかの委員からもご反対はなかったというふうに思いますので、そういう形でまとめられればと思います。

ほかにごございましたらご発言ください。よろしゅうございますか。

それでは、ありがとうございました。今回の資料1と2に関して、一旦まとめさせていただければというふうに思います。

まず、再エネの自立化ということに関して、各電源の進捗状況を踏まえた支援の在り方として、コストダウンが進展または見込まれる電源については、年限を伴う価格目標を設定するとともに、F I T/F I Pからの具体的な自立化の道筋について検討を加速するという事。

そして、緩やかなコストダウンが期待される電源は、引き続き中長期的な自立化を目指す。

自立化への課題が極めて大きいコスト構造にある電源については、支援の停止も含めて議論するという方針で異論がなかったというふうに思います。

また、価格目標として、全再エネ電源において、F I T/F I P制度がない状態でも新規

の電源投資が進展するよう、発電事業により得られる収入、または便益により投資回収が可能となる水準までコスト低減を目指すという考え方を定めるということ。そして、具体的な水準については、各年度、最新のデータを用いて算定すること。具体的な年限とともに価格目標を設定する電源については、各年度において達成することが期待される期待価格水準についても、各年度、具体的な水準を示すことという方針が示され、これについて委員から異論がなかったということだと思います。

続いて、初期投資支援スキームについてでございますけども、投資回収の早期化と自家消費との間にトレードオフの関係があることについて、委員会として、改めて確認をしたということでございます。

また、住宅用太陽光について、FIT制度による確実な収益を前提としたPPAモデルが今存在しておりまして、それに対して一定の配慮が必要な一方で、再エネの自立化の観点ということから、FIT/FIPを前提としない事業、ファイナンスの確立を早期に目指すべきであるということを踏まえて、支援期間の短縮を原則としつつも、一定の猶予期間を設け、当該期間においては「階段型の価格設定」を適用するということ。そして、猶予期間の終了以降、FIT/FIPによる支援を継続し、かつ本スキームが適用する場合には、「階段型の価格設定」ではなく、支援期間の短縮の適用を基本とするということで、若干ご議論はございましたが、この方向で意見が収められたというふうに思います。

以上でございますが、何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。大丈夫ですか。

それでは、最初の議題については、以上とさせていただければと思います。

3. 取りまとめについて

○秋元委員長

次の議題に移りたいと思います。後半でございますけれども、今年度の調達価格等算定委員会の意見案についてご議論をいただきたく思います。事務局から、資料3についてご説明をお願いいたします。

○日暮課長

事務局です。資料3、令和7年度以降の調達価格等に関する意見（案）ということであり、大部になっておりますので、ポイントを絞りながらご説明したいと思います。

4ページ目です。第1段落で「はじめに」ですが、第7次のエネルギー基本計画の案において、エネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用すると。そして、再エネについては、主力電源化を徹底、地域との共生、国民負担の抑制を図りながら最大限の導入ということを促されるとしております。

今年度の委員会では、こうした点や関係委員会の検討なども踏まえつつ、調達価格や入札制度等の検討を行っていただけてきました。

5ページ目です。一番下の段落ですが、国民負担の抑制、電源特性を踏まえたリスク評価や分担、電力システムへの影響なども勘案し、中長期的な視点で時間軸を意識しながら検討を行ってきてございます。

6ページ目以降、分野別事項として、まず、太陽光発電であります。本委員会でお示しをしました各種諸元についての参考資料、データをつけてございます。これは少し飛ばしまして、15ページ目、お願いいたします。

事業用太陽光の26年度の調達価格・基準価格において、(2)の三つ目のポツになりますけれども、調達期間終了後の売電価格の想定について、2016年度～2023年度のうち、2021、22年度を除いた7年間のシステムプライスの平均値を採用するという点としております。

ただし、これは松村委員からご指摘いただいた点ですが、今後、卸電力市場の動向を踏まえて、これらを外れ値として扱うべきではないということが判断されれば、算定の対象として当該年度も用いるということとしたという点を盛り込んでおります。

その他、17ページ目に飛びますけれども、調達価格・基準価格における想定値について、据置きとした部分、変更とした部分について、参考16として整理をしております。

(3)事業用太陽光発電の26年度の解体等積立基準額ということであり、額そのものは、参考の17、18ページ目に記載のとおり金額としておりますが、特段の事情変更が生じない限りは、今後もこれまでと同様の設定方法に基づいて設定するということが本委員会の中で議論されたことを記載してございます。

続きまして、住宅用太陽光発電についてであります。21ページ目です。(5)、一つ目のポツの下の方に記載してありますが、25年度の調達価格における想定値、様々なコストデータを踏まえながら、参考の21のとおり想定値を据え置くということとしてござい

す。

22 ページ目以降は、今日の段階では、【P】ということで資料としては記載をしておりますが、先ほどの議題1の論点としての初期支援スキームについての記載を、先ほど議論していただいた内容を記載してございます。

1点、27 ページ目になりますが、現時点では新築建物への設置を支援の対象外とはしないという取扱いとした上で、一番上ですが、今後の新築建物への太陽光発電の導入率、本措置が設置者の自家消費の動向に与える影響などについてモニタリングをする、関係者の動向を注視するという点を記載してございます。

また、二つ目のポツですが、設置された建物において、蓄電池、ヒートポンプ給湯器等による、発電した再エネ電気の時間消費体のシフトについて検討する場合、電力料金の水準が売電単価の水準より高いか否かが問題となるという本委員会の中で議論された点、岩船委員からのご指摘も踏まえて、この意見の中に盛り込んでいるというところであります。

その上で、三つ目のポツになりますが、投資回収期間と自家消費その他の論点の間にはトレードオフの関係があるという点を踏まえた上で、自家消費へのディスインセンティブを最大限抑える価格設定を行うこととしているという、この委員会の中で議論した点を記載しております。前回、このテーマで議論いたしました法制上の整理、調達期間の考え方、28 ページ目の、複数年度価格設定を行うということとの法制上の整理などについても記載してございます。

29 ページ目に参りまして、「ただし」の段落になりますが、事業者の中には、既に設定された2025年度の価格等を踏まえて、それを前提とした事業組成を始めている者がいることも考えられると。事業の予見性を確保する観点から、屋根設置対応区分を創設した際の前例も踏まえて、この初期支援スキームの適用開始時期は25年10月、経過措置的に、既に設定した上期の部分については、経過措置的に、既に設定した25年度の価格を維持するという点を記載してございます。

(7)です。太陽光発電の25年度以降にFIT制度のみ認められる対象であります。30 ページ目の三つ目のポツになりますが、事業の予見性に配慮し、FIT制度のみ認められる対象について、2025年度は250kW以上とし、2026年度は50kW以上とするということとしたという点であります。

次に、(8)新たな発電設備区分の創設に関する検討として、ペロブスカイト太陽電池の導入に関し、FIT/FIP制度の中での審議の結果を記載しております。

31 ページ目であります。FIT/FIP制度、電気の需要家による国民負担に支えられており、国民負担の抑制、将来的に自立する見込みがあるということを経験とする必要があります。ペロブスカイト太陽電池は非常に多くの利点を有するという点であります。こうした点も踏まえながらですが、国民負担の抑制、適切な自家消費を促すという観点から、発電コストが電力料金水準未満になるという時点を目安に、新区分による支援を開始する方向で検討を継続し、今後の自立化に向けた官民連携の取組、予算による導入支援の状況を

確認することとしたということでもあります。

32 ページ目以降、続いて、風力発電についてであります。

33 ページ目以降、各種諸元に関する、この委員会の中でお示ししたデータを記載しております。

39 ページ目です。陸上風力発電の 27 年度の入札上限価格及び調達価格等についてですが、27 年度の入札上限価格の設定方法を記載してございます。

特に陸上風力、40 ページ目の一番下をご覧くださいますと、運転年数について、これまで 20 年間ということ想定してきたところではありますが、昨年度以降の R P S 移行案件を対象にヒアリングを行ったところ、20 年以上運転を継続しているという事業者も確認ができたということなどを踏まえまして、想定する運転年数については 25 年というふうに設定をしてございます。

41 ページ目の一番下の段落になりますが、想定する I R R であります、民間機関の調査を踏まえて、資金調達コストが低下してきているという点も踏まえて、新設区分については 1 % 低減をさせて、5 % としたということでもあります。

42 ページ目です。入札対象範囲外の調達価格の設定方法ですが、入札区分における上限価格と同様の考え方に基づいて設定するということとしております。

(3) 陸上風力のリプレースの 25 年度の価格についてです。リプレース区分についても、24 年度の想定値を維持するということとしておりまして、各諸元について、参考 35 の中で整理をしてございます。

(4) 陸上風力発電の 26 年度 F I P 制度のみ認められる対象についてであります、43 ページ目の最初のポツですが、26 年度についても、50 kW 以上を F I P 制度のみ認められる対象としたということでもあります。

(5) 着床式・浮体式洋上風力発電の取扱いについても記載をしておりまして、44 ページ目の①、26 年度の着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）の取扱いですが、25 年度については、入札制を引き続き適用するということでもあります。

45 ページ目です。「ただし」のところですが、これまで認定案件のない年度、入札における事業者の応札がない年度が存在したことも踏まえて、上限価格は事前非公表とするということでもあります。

続いて②、27 年度の浮体式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）の調達価格についてですが、国内外において、現時点では、大規模な商用発電所の運転開始には至っていないということでありまして、引き続き、26 年度の想定値を維持するということです。

45 ページ目の一番下、洋上風力発電の 27 年度に F I P 制度のみ認められる対象ですが、46 ページ目の上から二つ目のポツですが、状況は大きな変化が見られないということから、27 年度においても、26 年度と同様の取扱いとしたという点であります。

(7) です。洋上風力発電については、大規模な電源投資を確実に完遂させるための制度の在り方を、本年度、本委員会でご審議いただいております。制度の在り方についての定性

的な議論を、改めて 46 ページ目から 47 ページ目にかけて記載しております。

47 ページ目の②保証金に関する事項であります。48 ページ目に行きまして、関係審議会において示された方向性に基づき、諸外国の状況も踏まえながら、2年以上の遅延で全額没収するという事としてございます。

③価格調整スキームによる官民のリスク分担の在り方であります。大規模洋上風力発電について、様々なリスクにさらされると。諸外国の状況も踏まえながら、電源投資を確実に完遂していくという必要性が大きいという中で、収入・費用の変動リスクへの対応を検討していくということとしてございます。

関係の審議会において、民間事業者のみでは取り切れない物価変動リスクを、制度側で、国民負担には中立的な形で引き受けることにより、物価変動率の変動を基準価格に連動させる「価格調整スキーム」を適用するという方向性が示され、資材価格等の変動は事業撤退リスクに直結し得ることを踏まえて、1回落札後、1回調整するという事を採用することで、意見が関係審議会に取りまとめられたという点であります。

こうした点を踏まえて、具体について、この本委員会で審議をいただきまして、49 ページ目、a) の価格調整スキームの式ですが、資材価格等の変動が事業撤退リスクに直結し得るということ踏まえ、物価変動リスクは資本費部分に相当する基準価格の 10 分の 7 に連動させるということとし、インフレの場合と同じ方式で、デフレの場合にも基準価格を物価変動に連動させるということとしたわけでございます。

参照する物価指数や係数の設定について、参考 39 の図表の中で整理をしております。

50 ページ目の中ほど、b) の物価変動率の算出時に参照する物価指数についてでありますけれども、特に、このタイミングについてですが、50 ページ目の一番下、変動前の物価指数としては、公募開始日の属する月の直前の 1 年間における物価水準を参照すると。変動後の物価指数としては、公募占用計画に記載された洋上工事に係る工事計画の届出予定日の属する月の直前の 1 年間における物価水準を参照するという事としております。

51 ページ目の c) 物価変動率の上下限と、IRR の設定についてです。

52 ページ目、上限値についてですが、ウクライナ危機による物価上昇と同様の変動にも対応可能な水準を参考に設定することとし、52 ページ目の一番下ですが、上限値は 40% を基本とするということとしてございます。

53 ページ目の矢羽根の二つ目です。他方で、一律に上限 40% を適用することに対して、全ての委員より、調整前の価格が高い場合、過大な国民負担が生じるおそれがあるため、40% という割合だけではなく、調整後の価格の適正水準を検討すべきであり、絶対値を踏まえた設定が必要であるというご指摘をいただきました。

矢羽根の四つ目です。こうしたご指摘を踏まえて、他電源のコスト水準も勘案しながら、公募のたびに、本委員会において、上限価格と併せて価格調整の上限の水準について審議することとし、上限 40% に設定すると過度な国民負担が生じると判断された場合には、40% 未満の水準を採用し、公募占用指針に明記するという事としてございます。

下限とIRRに関してであります。54 ページ目です。まずIRRについてということですが、矢羽根の二つ目です。足元の洋上風力発電の資金調達コストの水準を踏まえて、陸上風力発電について措置された供給量の勘案上乘せ措置に倣い、IRRを適正水準から1～2%上乘せをした、5～6%とするということとしたところでございます。

54 ページ目の一番下、下限について、官民の適正なリスク分担を実現し、契約などを通じて民間側の適切な努力を促していくものという性質を記載してございます。

具体的には、55 ページ目の矢羽根の二つ目ですが、洋上風力発電に価格調整スキームを導入している国としては初の試みとして下限を導入し、民間側に適切なリスク分担を段階的に促していくという観点から、下限について1%から開始するということとしてございます。

三つ目の矢羽根ですが、設定する下限について、早期に引上げすることを目指すなど、今後不断の見直しを実施していくということが重要であります。

56 ページ目に参りまして、来年度の本委員会において、物価変動見通しも参考に、下限水準を2%に引き下げることについて議論することとしたということでございます。なお書きをつけてあります。秋元委員や松村委員からもご指摘いただいておりますが、下限水準の議論に当たっては、高くし過ぎると、もともとの制度の効果が弱まるという点を踏まえて、下限の水準をどこまで引き上げるのかという点についても議論することとしたということでございます。

57 ページ目からは、地熱発電についてでございます。

61 ページ目です。調達価格・基準価格、27年度の水準ですが、(2)の上から三つ目の四角でありますコスト動向、発電方式に大きな変更が確認されていないということを踏まえて、フォーミュラ方式を現在導入してございますけれども、IRR以外の想定値は据え置くこととしたということでもあります。

62 ページ目の②、IRRについてであります。地熱発電については、JOGMECの先導的資源量調査の実施拡大を通じて、国が初期段階の開発リスクを取るなど、議論が関係審議会に進んでいるところでございます。

62 ページ目の下から二つ目のポツですが、こうしたプランによって事業者の開発リスクの低減が見込まれますが、これを踏まえて具体的にIRRを設定していくかという点を検討していく必要があるということです。

地熱発電の27年度の取扱いは、来年度以降の本委員会で決定することとし、関係審議会などに対して情報の収集を要請することとしたところでもあります。

(3)です。リプレースの27年度の価格についてであります。リプレースの区分についても新設区分等と同様の考え方で設定することとしたところではありますが、ただし、27年度の取扱いは、新設同様、来年度以降の本委員会で決定することとしたということでもあります。

64 ページ目です。地熱発電の26年度にFIP制度のみ認められる対象ですが、下から二

つ目のポツ、27年度についても、引き続き1,000kW以上とすることとしたという点であります。

65 ページ目以降、中小水力発電についてであります。

72 ページ目まで飛びまして、まずは26年度以降の価格についてであります。27年度の取扱いについて、本年度に設定することとしたところであります。ただし、1,000～3万kW未満の調達価格・基準価格については、昨年度の委員会で25年度まで取りまとめたことということ踏まえまして、26年度以降の価格について適切な範囲で示すこととしたこととあります。まず①200kW未満、200kW以上1,000kW未満（新設・既設導水路活用法）についてであります。

73 ページ目です。コスト動向を踏まえて、27年度の価格における想定値は、引き続き26年度の想定値を維持ということとあります。

73 ページ目の②1,000kW以上5,000kW未満（新設・既設導水路活用法）についても、74 ページ目の上から二つ目の四角ですが、25年度の想定値を26年度は維持するということとしております。

③5,000～3万kW未満の区分についてであります。75 ページ目の上から二つ目のポツのとおり、26年度の想定値は、25年度の想定値を維持ということとあります。

(4) 27年度にFIP制度のみ認められる対象ですが、76 ページ目の一番下、26年度も新設、既設導水路活用法のいずれも1,000kW以上とすることとしたという点であります。

77 ページ、バイオマス発電について記載をしております。77 から関係のデータを記載しておりますが、88 ページ目に飛びまして、FIP制度のみ認められる対象です。26年度以降にFIP制度のみ認められる対象について、89 ページ目です。上から三つ目のポツですが、50kW以上1,000kW未満の発電設備について、卸売電力市場の最小取引単位を安定的に超過できる発電量を実現できるか否かに着目して分析を行ったところ、89 ページ目の一番下、業界団体にヒアリングを実施したところ、FIP電源として事業実施に向けた施設計画のために、一定の期間を要するという意見がございました。

74 ページ目、業界団体の意見を記載しております。こうした意見を踏まえて、27年度の新規認定分からFIP制度のみ認められるバイオマス発電の対象について、50kW以上とすることとしたこととあります。

90 ページ目の表の下、ただし、ごみ処理焼却施設などの使用する燃料を事業者がコントロールすることが困難な事業について、FIP制度のみ認められるバイオマス発電の対象は、2,000kW以上を維持することとしたところとあります。

②26年度以降の入札対象範囲ですが、一番下の四角ですが、大規模バイオマスを巡る状況、発電コストの大半を燃料費が占めるというコスト構造、将来的な自立化が見通しづらいという状況、また、事業者団体におけるヒアリングにおいて、特に、入札区分である一般木質等大規模な区分について、国際市場の需給や円安等の影響を強く受ける性質があり、新規案件の案件形成が大きく進むとは考えにくいというご説明もございました。

一つ目の矢羽根ですが、22年度以降、入札件数が0件という状況が続いております。以上の点を踏まえて、入札区分となっている一般木質等、1万kW以上及び液体燃料の全規模は、26年度以降、FIT/FIP制度の支援の対象外とするということとしてございます。

(3) バイオマス発電の26年度の調達価格・基準価格についてですが、92ページ目の一つ目の四角ですが、25年度の調達価格／基準価格における想定値を維持するということとしてございます。

(4) です。FIT/FIP制度の支援終了後の事業の在り方についてもご審議いただきました。

二つ目の四角ですが、国民負担の下で導入された再エネ電源、支援期間終了後に火力発電に転換することや、事業廃止に至ることを抑止する必要があるということでもあります。

このため、FIT/FIP期間の終了後も、定期報告・変更届出を通じて、継続的にバイオマス比率の把握を行うとともに、期間終了後にバイオマス比率を一定以上減少させた場合には、指導などの対象とし、指導を行ったときはその旨を公表することとしたということです。

一番下ですが、他方、こうした措置は、既にFIT/FIP制度による支援が終了した事業に対しての実効性には限界があるということでもあります。

93ページ目です。適用があり得る他の諸制度と連携して、規制／支援的措置の両面から、懸念への対応を検討することとしたということでもあります。

(5) です。バイオマス持続可能性ワーキンググループからの報告に基づきまして、必要なFIT/FIP制度側での対応ということも今回実施をしてございます。

95ページ目以降、入札制度に関して記載をしてございます。太陽光発電について、2025年度の入札上限価格を事前公表することとしてございます。入札の対象範囲ですが、これまでと同様に、原則250kW以上とするということとしてございます。

96ページ目、屋根設置区分に該当する案件についてのみ、入札制の適用を免除するということでもあります。

(3) 入札実施回数ですが、今年度と同様に年間4回。

(4) 入札募集要領についてですが、96ページ目の一番下ですが、昨年度第4回から今年度第3回までの応募量の平均を採ることで、過去1年間の平均値を参照すると、79MWとなつてございます。

97ページ目の一番下の四角になりますけれども、今年度の事業用太陽光の入札においては、前回の入札における入札要領を踏まえて、募集容量を機動的に見直すということとしてございます。

98ページ目です。来年度の入札においても、こうした機動的な見直しの仕組みにより、競争性の確保、太陽光導入の加速化を図るということとしてございます。

98ページ目の(5)、25年度の入札上限価格についてであります。一番下の四角ですが、25年度の事業用太陽光発電の調達価格／基準価格8.9円と、26年度の事業用太陽光発電の

価格の間を刻む形で設定していきたいと考えてございます。

模式的に、99 ページ目、参考 78 で整理をしてございます。

100 ページ目以降、陸上風力発電についてであります。25 年度の入札対象範囲については、50 kW 以上としてございます。価格予見性の向上のため、引き続き、事前公表ということでもあります。

募集要領、入札の実施回数についてですが、101 ページ目です。25 年度の初回入札の募集容量を 0.9GW とした上で、初回入札が 1.2GW を超える場合には、同年度内に追加入札を実施することとしたということでございます。

102 ページ目以降、着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）です。入札については、競争効果を促すために、上限価格を事前非公表。これは複数事業者の入札参加がない可能性も考えられたという措置に伴うものであります。入札の募集容量ですが、190MW としてございます。

103 ページ目、バイオマス発電についてですが、事前上限価格については、引き続き事前非公表、そして、募集容量については 24 年度と同様としたいと考えてございます。

104 ページ目以降、入札の実施スケジュールについてですが、スケジュールについて、参考 80 のとおり、各太陽光、陸上風力、着床式洋上風力を整理してございます。

105 ページ目以降、地域活用要件についてです。26 年度以降も、地域活用要件、引き続き維持をするということとしてございます。

106 ページ目です。営農型特例の運用状況について、不適切なものについては引き続き厳格に対応していくということを記載してございます。

107 ページ目です。災害時の活用要件についてであります。一番下の四角でありますけれども、各市町村が、地域の実情に応じて、防災の方針などにおいて、地域活動要件を具備した太陽光発電を位置づけやすくなるように環境整備を行うこととしたいと。市町村に対して、国の F I P 認定情報をプッシュ型で情報提供を行うと。また、市町村から事業者に対して協力の依頼があった場合には、それに応じるように努めることを F I T 制度の事業計画策定ガイドラインに明記するということとしております。

108 ページ目になりますが、毎年度開催をしております自治体向けの説明会においても、再エネの災害時活用の先進事例、防災協定のひな形などの情報提供を行っていくということとしてございます。

109 ページ目以降、本日、電源の共通事項を記載しております。再生可能エネルギーの自立化についてであります。

109 ページ目から 114 ページ目まで、先ほどまでご審議いただいております事項を記載してございます。

115 ページ目です。25 年度以降のバランスングコストについて、ご審議をいただきました。再エネ電源の電力市場への統合を進めていくために、再エネ発電事業者側の高度な取組が円滑に実施されるよう環境整備を行っていくと。こうした目的を踏まえた今回の措置、バ

ランニングコストの増額ということを整理してございます。

115 ページ目の中ほどですが、年度を経るにつれ、ランニングコストの交付額が減少していくという仕組みを維持しつつ、25 年度以降の措置対象、期間、交付額についてご審議をいただきまして、措置対象ですけれども、特に重点的な事業環境整備が必要となる自然変動電源を対象とすると。

一番下ですけれども、F I P 電源としての運転開始年度を問わずに対象とすることとしてございます。

②措置期間／③交付額ですが、期間は、F I P 比率が 25%に達した年度までとする。交付額については、出力制御の順番の変更により結果的に生じる国民負担の抑制効果の範囲内において設定することとし、25 年度のランニングコストの増額分は、+1.00 円/k W h とすることとしてございます。26 年度以降のランニングコストの増額分については、来年度以降に算定するということとしてございます。

117 ページ目であります。以上を踏まえて、本委員会の意見を、別紙のとおりという形で、取りまとめということで記載をしてございます。

事務局からの説明は以上です。

○秋元委員長

膨大な資料を取りまとめいただきまして、ありがとうございました。

それでは、今の事務局からのご説明を踏まえて委員からご議論いただければと思います。引き続き、申し訳ございませんが五十音で当てさせていただきます。

安藤委員、お願いできますか。

○安藤委員

安藤です。よろしく申し上げます。

まずは、大部にわたる資料を準備いただき、またご説明いただきありがとうございました。これまでの議論を反映した提案であると思いますので、私のほうから異論はございません。自立に向けて進めていくべき太陽光などを低コストにしていく、また、F I P をより活用していくといった大きな方向性は維持しつつ、細かく制度をつくり込んでいっていると思います。

この制度を、こうやって、できるだけいいものに作っていくというだけでなく、やはり需要家である国民の納得感というものはとても重要ですので、つまりは、そのためにも説明をしっかりとっていくということが大事かと思えます。

今回のような、この大部の資料を、多くの人がそのまま見る、読むということは考えにくいので、簡潔な説明資料なども作って、社会に向けて、この仕組みはどういう意図を持って設計されているのか、話をしていくことも重要だと感じました。

私からは以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。

続きまして、岩船委員、お願いいたします。

○岩船委員

ご説明ありがとうございました。私も、これまでの取りまとめということで、内容に関しては異存ありませんけれども、これまで何回かやった調達価格算定委員会の内容だと思えますので、これまで用意した対応するパワーポイントがあると思えますので、もし可能であれば、やっぱりそういうものがあつたほうが見る人にとっては優しいのかなと思いました。

あと1点だけ、すごく細かいことなんですけれども、夜間電力の料金プランの説明がありました。今日の資料にもあつたんですけども、これは賦課金を含まない額だということではないかと、そこだけ明確にしておいてはどうかと思いました。たしか書いてなかったと思うんです。

結局、太陽光の買取価格が戦うのは賦課金込みの料金だと思えますので、そうすると、今もしこれが、平均23円とかいうのが賦課金なしの価格だとすると、これにプラス3円と戦うことになると思えますので、そこは明確にされておいたほうが良いかなと思いました。そこだけです。

以上です。お疲れさまでした。

○秋元委員長

ありがとうございました。

それでは、大石委員、よろしくお願いいたします。

○大石委員

大部にわたるご説明、ありがとうございました。これまで議論してきた内容を反映していただいていると私も思いますので、方向性としては賛成いたします。

特に強調して述べておきたいと思ったのは、90 ページ以降のバイオマスのところです。92 ページのところに、FIT/FIP 期間終了後の取扱いについて、なかなか、最初に約束していないものについての FIT/FIP 終了後、火力発電に転換することを防ぐというのは難しいというのは、実際のところ、あるとは思いますが、やはり国民の立場として、国民負担で増やしていったものである以上、その辺り、何とか実行力のある制度にしていただけだとありがたいと思ったのが1点です。

それからバイオマス、今後の入札区分についての方向性も、やはり、諸外国の動きも合わせ、1万kW以上と液体が対象外となるということについては賛成したいと思います。

それから最後、115 ページ、116 ページでバランスングコストの話がありました。特に、太陽光発電ですとか風力などの変動電源についてということで、ずっと気になっていたことです。ここで発言するべきことではないかもしれませんが、教えていただきたいと思えます。先ほどの議論、資料1の再生可能エネルギーの自立化についての、最後の17ページの資料についてです。これは統合コストを考慮した発電コストということで資料が載っていますが、これを見ますと、特に太陽光ですとか陸上風力、洋上風力などの変動電源を2040年に向けて増やしていくと、大変価格が高くなる、一見するとそのようなグラフに見えます。

この価格上昇には、バランスングコストの影響があるのでしょうか。ここに書いてあるように統合コストの問題なのかと思うのですが、本会議は、再エネをできるだけたくさん、しかも国民負担を減らす状況で増やしていこうという、そういう審議会だと思っておりまして、そこでこの資料が出てくるのは何か違和感があります。この辺り、もし何か説明していただける部分があれば、お願いできればと思います。

ちょっと話がずれてしまっているのは承知で質問させていただきました。

以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。

続きまして、松村委員、お願いいたします。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○秋元委員長

はい、聞こえています。

○松村委員

今までの議論を適切にまとめていただいたと思います。修正していただきたい箇所はありません。ありがとうございました。

まずFIT、前のラウンドで言うべきだったのかもしれませんが、FIT/FIPにしても、大きな構造的な問題は、コストが高ければ、高い価格でずっと支援してもらえるという構造、つまり、業界全体としては、コストが高ければ高いほど得だというような構造がビルトインされてしまっていることが大きな問題だと思っています。

しかし、それを放置しないで、ある意味で自立ということを強く打ち出して、様々な文脈で、そのようなことのないように効率化というのを促していく、コスト低減というのを促していくということが強く出ているのだと思います。この点が、いろんな機会に伝わっていくといいなというか、自立化ということを目指して、コストの低減ということを目指して。

それで、場合によっては、もう絶対に無理だということが分かれば支援を打ち切るというようなことも含めて、過去にあったと思いますが、含めてちゃんと考えているんだということが正しく伝わるように、いろんな機会をつかまえて示していかなければいけないし、私自身も説明していかなければいけないということを改めて思いました。

次に、ここで書かれていることというのの幾つかの点に関しては、この委員会だけで扱うのがとても難しいというようなものが幾つか入っていたと思います。最も典型的なのはバイオのところだと思うんですが、そのバイオの転換というのを、化石燃料に転換してしまうだとか、あるいは廃止されてしまうだとかという、そういうようなことを抑制したいというようなことを、それも使命だというようなことが強く書かれているのはとてもいいと思いますが、この委員会ですることができることは、やっぱりかなり限られているということだと思います。

しかし、この委員会ですることが限られているとしても、経産省全体としては、やれる

ことが多くあると思います。オール経産省で対応していくべきだというようなことが、この報告書というのを通じて出てきているということは、とてもいいことだと思います。

今、一例でバイオだけ挙げましたが、それ以外のところに関しても、この委員会でできることだけに限定するのではなく、対応の必要性ということを適切に書き込んだよい報告書だというふうに思いました。

以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。

委員として秋元のほうからも発言いたしますが、ほかの委員もおっしゃったように、これまでの議論をまとめていただいておりますので、特に申し上げることはございません。賛成でございます。

その上で、大きい点だけ申し上げますと、やはり、この委員会としては、再エネのなるべく大きな導入を、なるべく国民負担を少なくしてやっていく、実現していくと。そのために色々なことを考えてきたということで、まとめたというふうに思っています。まだまだやるべきことは多いとは思いますが、今の時点でできることをまとめていただいたというふうに思いますので、大部にわたる中で、一応良い形でまとめられたのではないかなというふうに思っている次第でございます。

一言だけですけれども、私からは以上でございます。

それでは事務局から、少し今、委員からあったご発言、もしくは質問も少しあったと思いますが、ご回答をいただければと思います。お願いします。

○日暮課長

事務局です。委員の皆様、コメントありがとうございます。

まず、安藤委員から、今回の内容や自立化に向けて再エネが進んでいくということ、しっかり需要家、国民の皆様に分かりやすく説明していくべきではないかというご指摘をいただきました。本当にそのとおりだというふうに考えてございます。

今回、意見の取りまとめという形で、こういう100ページにわたる大部の資料を取りまとめたわけでありましてけれども、しっかりと需要家の皆様にご説明していく際には、分かりやすい資料を心がけて、自立化、再エネの主力電源化の徹底ということの意味するところをしっかりと説明していきたいと考えてございます。分かりやすい資料をという点について承りましたので、踏まえて、事務局として今後対応していきたいと考えております。

岩船委員から、夜間料金が、賦課金が含まれているか、いないかという点について、ご質問をいただきました。全ての電力会社の取扱いに、今回、情報を集めて整理したものでありますけれども、それぞれ賦課金が含まれているか、いないかについて、少し確認をして、正確に確認をした上で、報告書の中にその旨を、取りまとめの中にその旨を明記したいと考えてございます。

大石委員から、統合費用の資料についてご質問いただきました。統合費用について、再エ

ネの自然変動電源の導入が拡大したときに、揚水発電や蓄電池などで調整するというコストを指しております、エネルギー基本計画の検討の中で、発電検証ワーキングというワーキンググループの中で一定の試算を行って、その結果をお示ししております。

今回、目標とする価格水準とコストに関しての議論という中では、コスト検証ワーキンググループの中での想定するコスト、統合費用を含めて、今回参考資料としてお示しをしたものでございます。

一方で、バラシングコストは、自然変動再エネの変動を調整するというためのものでありまして、こうした調整コストということも概念上含むものでございますけれども、いずれにしても、再エネを導入・拡大していくという中で、需給近接型の再生可能エネルギーを導入促進したりなど、様々な工夫によって統合費用を増加させない形での再エネ導入の拡大ということを追求、進めていきたいと考えております。

松村委員から、バイオマス発電について、FIT/FIP支援後の火力戻りを抑止する対策として、本委員会のみならず、資源エネルギー庁、経済産業省全体として、より包括的なアプローチで対応していくことが必要ではないかというご指摘だというふうに受け止めさせていただきました。ご指摘、そのとおりだと考えております。

今回、取りまとめの中に、このご指摘に対応した具体策というところについては、まだ明確に記載までは踏み込めてございませんが、資源エネルギー庁全体として、関係の審議会を通じて、総合的な対応策ということについては、引き続きご指摘を受け止めて、検討をしていきたいと考えてございます。

事務局からのコメントは以上となります。

○秋元委員長

ありがとうございました。今、事務局からご説明をいただきましたけれども、追加でご意見、ご質問等がございましたら、ご発言いただければと思います。

○大石委員

すみません、手を挙げられないので発言いたします。大石です。

○秋元委員長

大石委員、どうぞ。

○大石委員

事務局からのご説明、ありがとうございました。お話を聞いて、安心しました。あくまでも一例であって、そうならないように今後進めていくということであると理解いたしました。

できましたら、グラフだけ見ると、グラフのみが一人歩きして国民に誤解を与えてしまうおそれがありますので、そのような内容がきちんと分かるような説明もぜひつけていただけるとありがたいかなと思いました。

以上です。ありがとうございました。

○秋元委員長

ほかに、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、今、事務局からご説明をいただきました意見案について、特段修正等のご意見がなかったというふうに思います。ただ、一部、夜間電力等に、価格がどうなってるのかというところに関しては、調べた上で、改めて正しいものを記載して、その状況について文言も追加するというご発言だったというふうに思います。

いずれにしましても、ほぼご異論はなかったというふうに思いますので、本意見案を今年度の本委員会の意見として決定することとして、確定版の公表に向けては委員長である私に一任していただきたいと思いますが、ご了承いただけますでしょうか。

○大石委員

はい、了解いたしました。

○安藤委員

はい、異議ございません。

○松村委員

はい、異議ありません。

○岩船委員

異議ありません。

○秋元委員長

ありがとうございます。それでは、委員長一任ということでお願いいたします。

それでは、意見案について委員の皆様のご理解が得られましたので、私から事務局にお願いして作成いただきました「令和7年度以降の調達価格等についての委員長案」について、事務局にご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○日暮課長

ただいまからご説明させていただく委員長案につきましては、できる限り速やかに経産省のホームページにアップロードいたします。インターネット中継でご覧の皆様におかれましては、大変恐縮ではございますが、口頭での説明をお聞きいただき、資料については、アップロードされ次第、ご確認いただければと思います。

令和7年度以降の調達価格等についてということで、変更があった部分のみ、ポイントを絞ってご説明したいと考えております。

太陽光発電の10kW未満の区分ですが、FIT調達価格、26年度については、これは買取期間の初期支援スキームということと関係がありますが、24円、これは当初の4年間の価格帯になります。そして8.3円、これが5～10年目までの価格帯になります。

続きまして、太陽光発電の10kW以上入札対象範囲外についてであります。FITの調達価格について、26年度地上設置10kW以上50kW未満9.9円、26年度地上設置50kW以上入札対象範囲外8.6円、26年度屋根設置10kW以上19円、これは5年目までになりまして、8.3円、これが6年目から20年目までになります。

FIPの基準価格についても、今申し上げた価格と同様となります。

続きまして、太陽光発電（地上設置 250 kW以上）、これは引き続き、26 年度入札、F I P 基準価格は入札制になります。

太陽光発電の 2025 年度の入札制（地上設置 250 kW以上）になりますが、供給上限価格、第 24 回の入札は 8.90 円、第 25 回の入札は 8.83 円、第 26 回の入札は 8.75 円、第 27 回は 8.68 円となります。

解体等積立基準額についてですが、これは記載のとおり、これまでと変更ございません。

続きまして、陸上風力発電（新設（50 kW未満））の区分ですが、27 年度の F I T 調達価格、11.8 円となります。

続きまして、陸上風力発電（新設（50 kW以上））になりますが、27 年度の F I P 基準価格ですが入札制になりまして、供給価格の上限額は 11.8 円となります。

続きまして、陸上風力発電（リプレース）、これは 24 年度と同じ水準の 12 円。

着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）は、26 年度 F I P 基準価格は引き続き入札制。

浮体式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）は、これはこれまでと変わらず、27 年度は F I T 調達価格、F I P 基準価格、それぞれ 36 円となります。

地熱発電については、27 年度の価格については、今年度の委員会においては決定をしていないということでございます。

9 ページ目、10 ページ目も同様であります。

水力発電については、それぞれの区分について、27 年度の F I T 調達価格、F I P 基準価格は、26 年度の水準とそれぞれ同じとなります。

12 ページ目も同様であります。

13 ページ目、バイオマスになりますが、バイオマスの一般木材等の 2,000 kW未満の区分については、26 年度、25 年度と同様の調達価格、基準価格ともに 24 円。

バイオマスの一般木材等、2,000 kW以上 1 万 kW未満については、26 年度 F I P 基準価格 24 円。

そして、一般木材等の 1 万 kW以上と機体燃料については、26 年度については定めていないと、支援を停止しているという状況でございます。

バイオマス（未利用材（2,000 kW未満））については、26 年度はこれまでと同様に 40 円。

バイオマス（未利用材（2,000 kW以上））について、26 年度は 25 年度と同様に 32 円。

15 ページ目に参ります。その他のバイオマスの区分。建設資材廃棄物、一般廃棄物その他バイオマス、メタン発酵バイオガス発電について、26 年度の水準は、それぞれ 25 年度と同様となっております。

続きまして、令和 7 年度に新規認定を取得した案件の、発電側課金の相当額についてであります。この考え方、算定方法については、既に昨年の委員会において取りまとめがされているということですが、風力発電設備についてのみ水準の変更がございました。陸上風力の 50 kW未満については 0.69 円。陸上風力 50 kW以上は 0.69 円であります。

17 ページ目、18 ページ目、それぞれFIT/FIP・入札の対象について整理をさせていただきます。

調達価格等についての全体の取りまとめについて、以上でございます。

○秋元委員長

ありがとうございました。本委員長案について、ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。ご発言希望はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、ありがとうございました。本委員長案について、特段異論がございませんでしたので、もしよろしければ本委員長案を本委員会として決定することとし、確定版の公表に向けて私に一任していただくということにしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

○松村委員

異議ありません。

○安藤委員

異議ございません。

○大石委員

異議ありません。

○秋元委員長

ありがとうございました。それでは、今後はこの意見を尊重する形で、経済産業大臣が令和7年度以降の調達価格等や入札実施指針などの案を作成し、関係省庁への協議やパブリックコメントを実施することとなります。仮に、今後のプロセスの中で、ただいま取りまとめた委員会の意見の内容から変更がある場合には、再度、委員会でご議論いただくこととなりますが、その場合には改めて事務局よりご連絡をさせていただきたいと思います。

それでは、本日は大変ご熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございました。

今年度の委員会としては、本日をもって取りまとめとなりますので、委員長として一言ご挨拶をさせていただければというふうに思います。

振り返りますと、今年度においては、計9回にわたる委員会を開催させていただきまして、委員の皆様におかれましては、多岐にわたる論点を丁寧にご議論いただきました。厚く御礼申し上げます。

今年度は、第7次エネルギー基本計画の議論がなされた節目の年度でございました。DXやGXの進展に伴う国内電力需要の増加が見込まれる中において、脱炭素電源を最大限活用し、再エネについては主力電源化を進めていくと、この重要性が改めて確認されたというふうに思っております。

そういう中、今年度の本委員会においては、こうした大きな方向性に沿って議論を進めることができたというふうに思っております。具体的には、太陽光発電においては、需給近接型の太陽光の導入促進に向けた初期投資支援スキームの導入、そして非常時活用を円滑に

する災害時活用要件の高度化。

また、風力発電につきましては、大規模電源投資を完遂させるための価格調整スキームの導入。バイオマス発電については、自立化を見据えた支援対象の見直し。

また、電源横断的な検討としては、一つ目、再エネの自立化に向けた今後の支援の在り方に関する検討のキックオフ。二つ目、それに関連した価格目標の再設定。三つ目、自然変動電源の電力市場統合に向けた環境整備を促すバランスングコストの水準の議論。4番目、FIPのみ認められる範囲の拡大といったような点で、議論を大きく前に進めることができたのではないかというふうに思います。

来年度の委員会に向けて、継続的な課題検討というものも多くありますので、委員の皆様方におかれましては、来年度も引き続き熱心なご議論を、ぜひお願いしたいというふうに思います。

本日、委員会として意見の取りまとめに至ったということにつきまして、委員の皆様、そして、また関係団体も含めてヒアリングもたくさんさせていただきましたし、そのほかもいろいろ関係各位に対して深く感謝申し上げたいと思います。

以上、私からのご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

それでは、最後に、事務局より、次回の開催等について一言お願いできればというふうに思います。

○日暮課長

事務局です。秋元委員長、ありがとうございます。委員の皆様におかれましても、ご審議、大変感謝を申し上げたいと思います。

次回の委員会について、日程が近づきましたら、経産省ホームページ等によりお知らせいたします。

○秋元委員長

ありがとうございました。

4. 閉会

○秋元委員長

それでは、以上をもちまして、第102回調達価格等算定委員会を閉会いたします。ありがとうございました。